

第3回 再資源化等支援検討会 議事録

1. 日時 2020年12月3日(木)10時00分～11時00分
2. 場所 日本自動車会館11階
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・2会議室
3. 出席者 山本座長、小島委員、松井委員
自治体担当者
公益財団法人自動車リサイクル促進センター 再資源化支援部
環境省担当官
4. 議題 1. 不適正保管事案への対応

5. 会議の概要

(再資源化支援部)

「1. 不適正保管事案への対応」について説明。

(自治体担当者)

「1. 不適正保管事案への対応」について詳細説明。

(委員)

廃棄物を撤去した後の事業場はどのようにされる予定か。

(自治体担当者)

全量撤去するのが理想的ではあるが、行政代執行で行うのは廃棄物処理法上で「生活環境保全上の支障」となっている廃棄物の除去のみを想定しているため、残った廃棄物を、廃棄物処理法の保管基準に従って保管していく予定。

(委員)

原因者が亡くなったため原因者の妻に指導を行っているとのことだが、原因者の妻の年齢はどの程度か。親族等に費用負担いただける人は存在していないのか。また、客観的に見て資力は本当になさそうなのか。

(自治体担当者)

原因者の妻は70代。子は裁判所に対して相続放棄書を提出しているため、法的な責任追求が難しい。原因者の妻は破産宣告を行っているため資力はない。自治体から求償はするが、破産法上、差し押さえができず、回収の見込みはないと考えている。

(委員)

廃棄物処理法の「生活環境保全上の支障」は解釈の問題であり、費用の目処がついた廃棄物だけ処理するというスタンスは誠意を感じない。「生活環境保全上の支障」というところにもっと踏み込んでほしい。

(自治体担当者)

全量撤去の見積もりも並行して依頼している。地元と交渉を重ね、2月までにはどのような方法をとるのかを判断して決めたい。

(再資源化支援部)

最終的な判断と、各所へ説明するスケジュールはどのようなものか。

(自治体担当者)

2月に内部で判断し、地元へ説明を行う。6月くらいまでに全員が納得できる状態を作りたい。

(委員)

「生活環境保全上の支障」の解釈を自治体の予算等から決定しているように思われる。そのような判断をモデル事業として横展開され、前例としてほしくない。

(委員)

全量撤去をするならどの程度の費用となるのか。

(自治体担当者)

現在、全量撤去の見積もりを依頼している。年内には業者から見積が出る予定。改めて展開する。

(委員)

何社から見積もりを取得しているのか。

(自治体担当者)

現在は一社のみ。

(委員)

資料に記載の金額は、撤去するものとそうでないものを把握した上で積算された金額か。全量撤去の場合は、この金額をベースに更に積算されるのか。

(自治体担当者)

全量撤去と、分別しながらの処理では積算方法が全く異なる。

(委員)

全量撤去したほうが金額は安くなる可能性もあるということか。

(自治体担当者)

可能性はある。

(委員)

全量撤去の金額等も含めての検討していきたい。

(委員)

跡地利用を含めた形にすればコストを抑えられないか。

(自治体担当者)

それぞれの事業場は私有地であり、原因者の妻が破産しているため行政代執行を行っても差し押さえはできず、自治体が自由にできる土地とはならない。

(委員)

債権が劣後債ということか。

(自治体担当者)

現時点では行政代執行を行っていないため、自治体は債権を有していない。破産管財人が第3者に売却をするという可能性もある。そのため、全量撤去をして綺麗になった土地を他方に売却されたとなると、何のために自治体が全量撤去したのかということにもなりうる。

(委員)

土地を購入した人に撤去費用を請求できないのか。

(自治体担当者)

難しい。

(環境省)

廃棄物処理法の上の課題については、担当部局と相談しながら進めていただければと思う。

モデル事業になるので透明性を持って整理してほしい。保管基準は保管者がいる前提。保管者が誰になるのか、処理をする責任は誰にあるのかを明確にしてから行政代執行や措置を行っていただきたい。

(再資源化支援部)

自治体は2月までに対応方針を定めるとのことなので、それまでの状況は逐一委員にご連絡をさせていただき、ご意見あれば自治体にお伝えする形で今後は進めさせていただきたい。そして、改めて2月の検討会で最終的にご判断いただきたい。

また、使用済自動車に関しては資料記載の金額が上限とのことなので、この金額でJARCは予算を計画する。

なお、本検討会の内容については、2020年12月14日開催の第91回資金管理業務諮問委員会に上程する。

以上